

平成 20 年（ワ）第 25098 号 損害賠償請求事件

原 告 浜友観光株式会社、島田商事有限会社
被 告 国 分 寺 市

第 9 準備書面

平成 24 年 3 月 8 日

東京地方裁判所 民事第 6 部 合議 A 係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 田 中 修

同 弁護士 野 村 宏

同 弁護士 本 橋 尚 樹

被告は、原告らの平成 23 年 10 月 13 日付け準備書面（6）及び平成 23 年 12 月 1 日付け準備書面（7）に対し、次頁以下のとおり、答弁し反論する。

第1 原告浜友観光株式会社の請求の減縮後の請求の趣旨に対する答弁

1 原告浜友観光株式会社による請求の減縮後の請求を棄却する。

との判決を求める。

第2 被告意見書に対する原告らの反論に対する再反論

1 売上高について

(1) パチンコ産業年鑑 2007 に依拠した売上高の試算について

被告が本件逸失利益の算定にあたり依拠した意見書（乙第30号証）（以下「被告意見書」という。）は、本件パチンコ店の売上高の試算にあたり、「経済産業省・特定サービス産業動態統計調査」（以下「動態統計調査」という。）の数値を採用した。

これに対し、原告らは、「パチンコ産業年鑑 2007」（以下「パチンコ年鑑」という。）に依拠して売上高を算出することが合理的であるとし、その理由の一つとして、事業規模の点で、動態統計調査よりもパチンコ年鑑から抽出した事業所の方が原告浜友観光に近い属性を持ち、実態に近いことを挙げる。

しかしながら、本件訴訟における逸失利益の算定は、国分寺駅北口に開店する本件パチンコ店一店舗のみの逸失利益の算定であるから、その経営母体となる会社の事業規模を個別に考慮することはむしろ適当とはいえない。

(2) 原告らの売上高の試算は景気動向を全く反映していないこと

原告らは、平成19年（2007年）の売上高を基準に、毎年、売上高は全く変動せず同額の売上高が確実に得られるものとして15年間の売上高を算定している。

しかしながら、動態統計調査によれば、パチンコ台1台・1日あたりの売上高は、平成19年が23,428円、平成20年が22,281円、平成21年が21,587円、平成22年が19,770円と、毎年、確実に売上高は減少しているのであって、この点を全く考慮しない原告らによる売上高の算定は明らかに失当である。

被告は、平成23年以降の売上高については平成19年から平成22年までの4年間の数値の平均値を採用しているが、平成20年（2008年）

9月に発生したいわゆるリーマン・ショック以降、日本国内の経済情勢は低迷し続けており、一向に回復の兆しが見えないことを考慮すれば、上記の平均値ですら売上高を過大に評価する結果となることは明らかである。

2 TKC 経営指標について

原告らは、本件パチンコ店の逸失利益の算定にあたり、経費の算定についてはTKC 経営指標に示された経費率のうち「黒字企業平均」を採用すべきであると主張する。

しかしながら、本件訴訟で問題とされるのは本件パチンコ店一店舗の逸失利益であって、原告浜友観光が仮に黒字企業であっても、本件パチンコ店の収支が黒字になるとは限らない。既に述べたとおり、平成18年12月当時、JR中央線国分寺駅北口には、パチンコ店3軒、スロット店1軒、ゲームセンター1軒が営業をしており、少なくとも、初年度から本件パチンコ店の収支が黒字になるとは、到底、考えにくい。

よって、本件パチンコ店の逸失利益の算定にあたっては、TKC 経営指標に示された「全企業平均」の経費比率を採用することに合理性がある。

3 役員報酬について

原告らは、役員報酬を利益から控除する扱いは誤りであるとまで強弁するので、以下に念のため反論する。

原告らは、役員報酬は各店舗の運営コストではないと主張する。

しかしながら、役員報酬は会社の運営方針、経営判断、管理等に係る全社コストであり、そのコストは全店舗の総売上高から控除することにするとしても、全社機能なくして各店舗は稼働しないことを考えれば、役員報酬は最終的には各店舗の売上高に分担させるべき性質の経費であって、本件パチンコ店の経費として役員報酬を全く考慮しない(0円)とする原告らの主張は、明らかに行き過ぎたものである。

4 設備投資及び減価償却について

(1) 業界関係者からのヒアリングに基づく金額に拠った根拠

原告らは、被告意見書が設備投資及び減価償却の試算においてTKC

経営指標を採用せず業界関係者からのヒアリングに基づく金額を採用したことについて、試算方法が恣意的である旨、主張するので、以下、この点について反論する。

被告意見書は、本件パチンコ店は遊技台等の店舗設備の整備が全く着手されていない店舗であることを考慮し、設備費用及び減価償却についてパチンコ業界の実体を反映していると認められる個別のデータを収集することができた場合は当該データを採用することとし、個別データの収集ができなかった部分については消極的な意味でTKC経営指標等を採用している。

なお、被告意見書が設備費用及び減価償却について拠って立つ業界関係者からのヒアリングにより取得した個別データについてヒアリングの聴き取り先を明らかにすることは、聴き取り先に迷惑をかけるおそれがあり、また、辻・本郷税理士法人は自己の保有・管理する全ての個別データについて守秘義務を負っているため、これを明らかにすることができない。

ただし、被告意見書が採用した個別データは、いずれも、辻・本郷税理士法人が合理性のある数値と認め採用したものであって、決して、恣意的な数値ではない。

(2) 遊技台費用が設備除却損として特別損失に計上されることについて

原告らは、パチンコ台、スロット台が短期間で交換され除却ないし売却される場合のあることを認め、その上で、その会計処理については、設備除却損等として特別損失に計上される可能性があるが、特別損失は設備除却損等に限られないのであるから、その一部0.7%を設備除却損等として計上する旨、主張する（原告ら準備書面（7）第2、1（1）（2頁））。

仮に、遊技台費用の会計処理について原告らの主張によった場合に、遊技台の購入費用が設備除却損として特別損失に計上される可能性があることは、被告も否定しない。

しかしながら、本件パチンコ店の逸失利益の算定にあたり特別損失を考慮するのであれば、その全部を控除すべきであって一部を控除する理由はない。

また、既に述べたとおり、本件パチンコ店の収支が黒字になるとは限らないのであるから、遊技台費用の会計処理について仮に原告らの主張によるとしても、TKC 経営指標の「黒字企業平均」ではなく「全企業平均」としての特別損益の構成比を採用すべきである。全企業平均としての特別損益の構成比は、平成 20 年がマイナス 2.5%、平成 21 年がマイナス 2.1%、平成 22 年がマイナス 1.8%、平成 23 年がマイナス 2.2% である（乙第 30 号証・資料 2・TKC 経営指標）。

5 借入金利息について

原告らは、原告浜友観光は、原告島田商事に支払った保証金 5 億円を自己資金で賄っており、本件パチンコ店の出店に伴う費用も保証金同様に自己資金で賄う想定であったのだから利息負担は発生しない旨、主張する。

しかしながら、上記の主張のみでは、原告浜友観光が出店費用を自己資金で賄えるか否かは不明であるし、自己資金で賄える場合であっても金融機関から融資を受けて出店費用を調達することは十分に考えられる。上記の原告らの主張は、あまりに原告浜友観光の個別事情を考慮しすぎた主観的な試算といわざるを得ず、客観性のある試算とするためには、逸失利益の試算にあたり、借入金利息も考慮すべきである。

6 逸失利益の算定の対象となる期間について

原告浜友観光は、平成 23 年 12 月末日、本件パチンコ店の出店を計画していた旧バザール K 建物（以下「本件建物」という。）から退去して、原告島田商事に本件建物を明け渡した。

また、原告島田商事は、被告との間で本件建物の移転に係る損失補償契約を締結し、平成 24 年 1 月 10 日ごろより本件建物の解体除却工事を開始し、現在、本件建物の地下基礎部分の解体除却工事の施工中である。

更に、被告は、本件建物の敷地の所有者との間で土地売買契約を締結し、本件建物の敷地の所有権を取得した。

以上の事実によれば、本件訴訟において仮に原告らに逸失利益があるとしても、その算定の対象となる期間は 15 年間ではあり得ない。

ただし、上記の損失補償契約及び土地売買契約は、残代金の支払期日

が平成 24 年 3 月末日と定められており、いずれの契約も未決済の状況にあるので、その詳細については、次々回期日までに主張することとする。

以上